

議案第118号

和解について（市民局関係）

建物収去土地明渡等請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 公益財団法人大阪 人権博物館 2 大阪地方裁判所 平成27年（ワ）第7272号 建物収去土地明渡等請求 事件	本市は、大阪人権博物館（以下「本件建物」という。）が所在する浪速区浪速西3丁目3番3の市有地（以下「本件土地」という。）を使用貸借契約の期間満了後も不法に占有して明け渡さない被告に対し、建物収去土地明渡し及び損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

第2 和解の要旨

- 1 被告は、本市に対し、令和3年6月30日限り、本件建物（本件建物の基礎となっている地中杭を除く。以下同じ。）を収去し、本件土地を明け渡すとともに、当該地中杭の所有権を放棄する。
- 2 被告は、本件建物の収去及び本件土地の明渡しの義務を前項の期日までに履行しなかったときは、本市に対し、本件土地の賃料相当損害金として、平成27年4月1日から本件土地の明渡しを終える日まで1か月につき金2,490,832円の割合による金員を支払う。
- 3 本市は、被告に対し、令和2年7月1日から令和5年3月31日までの間、被告が保有する展示物その他の館蔵品（以下「館蔵品」という。）の保管

のために、大阪市立弘済院の施設のうち本市が使用していない部分の一部（以下「本市施設」という。）を無償で使用することを承諾する。

- 4 被告は、令和5年3月31日限り、本市施設から全ての館蔵品を撤去するものとし、館蔵品の撤去をしなかったときは、同日後本市施設に存置した館蔵品の所有権を放棄し、本市が当該存置した館蔵品を自由に処分することを認めるとともに、本市に対し、違約金として金8,249,138円を支払う。
- 5 本市は、本和解成立後、被告から被告の博物館事業に関する協力・連携の申込みがあった場合には、被告の博物館事業の内容を踏まえ、適切かつ可能な範囲において、被告の博物館事業について、協力・連携をするものとする。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

建物収去土地明渡等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。